

## 金沢市児童相談所視察報告

### 1 日 時

平成28年5月13日（金） 午後1時30分から

### 2 場 所

金沢市こども総合相談センター（金沢市児童相談所） 金沢市富樫3-10-1

### 3 視 察 者

子ども部長 保 科 彰 吾  
児童・家庭支援センター所長 新 井 玉 江

### 4 概 要

#### (1) 市の概要

	金沢市(H27.4.1)	(参考) 千代田区(H28.4.1)
面 積	468.64 k m <sup>2</sup>	11.66 k m <sup>2</sup>
住民基本台帳人口	452,504人	58,842人
うち0～17歳人口	74,164人	8,357人（外国人を除く）
児 童 人 口 密 度	158.3人/k m <sup>2</sup>	716.7人/k m <sup>2</sup>

#### (2) 児童相談所設置の経緯

金沢市では、少子化対策と児童福祉施策でできることを可能な限り実現していた中、唯一できなかったことが児童相談所の設置であった。児童福祉法の一部改正により、中核市でも児童相談所が設置可能となったことを踏まえ、地方分権の実現という視点で市が強い権限を持つことにより市民福祉の向上につながるとの市長の強い思いがあり、平成18年4月、中核市として横須賀市とともに、全国初の児童相談所を設置した。

平成16年	5月	児童相談所設置調査検討チーム設置
	12月	児童福祉法の一部を改正する法律公布（中核市も設置可）
平成17年	4月	児童相談所開設準備室設置（事務2、児童福祉司候補3）
	5月	児童福祉司資格認定通信課程受講（3名）
	6月	石川県中央児童相談所での研修（翌年3月まで週3～4日程度）
	12月	条例改正・委託事務に関する議案議決
平成18年	1月	非常勤職員公募
	2月	石川県中央児童相談所からケース引継ぎ
平成18年	4月	児童相談所開設
平成21年	4月	一時保護所開設

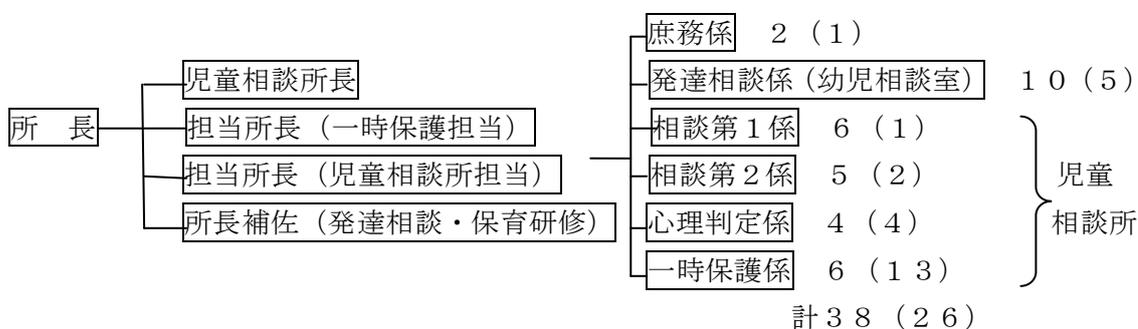
## 5 視察報告

### (1) 金沢市児童相談所の特徴 — 「こども総合相談センター」がベース—

- ・金沢市では、「子どもの相談はすべて受ける」ということをポリシーとしている。
- ・平成15年7月に、教育と福祉が連携し、「教育プラザ富樫」を開設し、育児発達相談や教育相談など、乳幼児期から中学生までの一貫した相談・支援を行ってきた。
- ・金沢市児童相談所は、「教育プラザ富樫（教育委員会の組織）」の相談部門に、児童相談所機能を付加し、「こども総合相談センター（福祉保健局の課）」に改編し、設置した。
- ・なお、教育プラザは15歳までの対応だが、児童相談所では、平成26年度から0歳から20歳までの対応を行っており、18歳から20歳の相談も一定程度あるとのこと。

### (2) こども総合相談センターの概要 — ワンストップで受け、チャンネルは複数—

#### ① 組織体制（H27.4.1）



※1（カッコ）内は非常勤で内数である。

※2 児童相談所嘱託医等として、小児科医6名、精神科医4名、顧問弁護士1名を委嘱。

#### ② 予算概要（平成27年度）

単位：千円

歳出		歳入	
一般経費	6,230	国庫支出金	405,086
児童保護措置費	757,100	県支出金	899
自立支援委託費	51,300	負担金及び分担金	2,748
一時保護所運営費	14,367	諸収入	2,510
巡回専門相談事業費	1,190	一般財源	770,287
統合保育相談事業費	2,520		
幼児相談室運営費	3,289		
その他	10,555		
一般職員費	273,260		
非常勤職員	61,719		
計	1,181,530	計	1,181,530

### ③ 主な事業内容

- ・①子どもの健全育成に関わる団体の支援、子どもが伸び伸び活動できる環境の整備を所管する「地域教育センター」、
- ②小・中・高校・保育所・幼稚園教職員の研修、不登校や発達障害などの教育相談、適応指導教室の運営などの「研修相談センター」
- ③「子ども総合相談センター」（福祉保健局所管）の3施設からなる。  
「③」のみ福祉保健局所管だが、教育委員会所管である「①. ②」と一体的に子ども・子育ての相談・支援を行っている。
- ・相談電話も相談内容によって異なる番号を設定しているが、受ける先は同じで、内容によって振り分けている。ワンストップで受け、チャンネルは複数の形になっている。電話番号の例は以下の通りである。
  - ・育児・発達相談 076-243-0874
  - ・児童虐待の相談 076-243-4158（金沢市児童相談所）

### (3) 児童相談所の概要

#### ① 施設の概要（金沢市教育プラザ富樫の教育資料館の一部改修により整備）

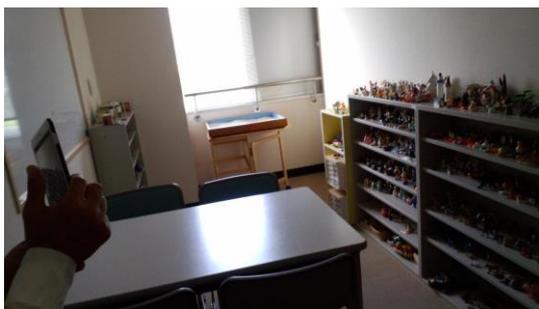
- 1) 延床面積 約700㎡
- 2) 施設内容 相談室（約10㎡）×4室  
面接室（約10㎡）×2室  
診察室（約20㎡）×1室  
プレイルーム（約30㎡）×2室  
事務室、待合室、受付窓口、カンファレンスルーム、書庫、トイレ等



児童相談所外観（2階建）



相談室（4室あるが椅子等を変えてある）



面接室（2室あり箱庭観察室）



プレイルーム（区さくらキッズとはほぼ同じ）

② 児童虐待相談対応件数（人）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
149	226	251	304	384	342	317

③ 組織体制

- ・当初は、所長、所長補佐、児童福祉司8、児童心理司3、非常勤9の22名体制。現在は相談係を市の南北に分け2係としている。
- ・児童福祉司を地区担当として人口4.5万人に1人配置。
- ・新規の児童福祉司及び児童心理司については事務職として採用しているとのこと。

④ 主な事業内容

- ・電話相談、おはなし電話（9～21時）、子ども専用ダイヤル、いじめ電話相談、虐待通報等、これらはすべて児童相談所につながる。
- ・おはなし電話は専任の非常勤の電話相談員が対応している。
- ・17時～21時は児童相談所と教育委員会職員が対応し、21時以降の電話相談は一時保護所の職員が対応する。
- ・業務移管にあたり、児童福祉司候補者3名（保育士、社会福祉士、生活保護ケースワーカー経験者）を石川県中央児童相談所に派遣し、実地研修とケースの引継ぎを実施した。
- ・平成18年度の開設から2年間は、県から所長補佐としてベテランの児童福祉司をスーパーバイザーとして迎えた。ここがスムーズな立ち上げのポイントとのこと。
- ・18、19年度の所長は小児科医師、20年度からは元大阪市職員（児童福祉司経験者）で、後に厚労省に派遣され児童福祉専門官となった。
- ・県との間で、児童養護施設の入所についての協定は結んでいるが、それ以外で県の調整はなく、県の2か所の児童相談所との関係は対等平等とのこと。

(4) 一時保護所の概要

① 施設の概要（児童相談所に隣接する駐車場の敷地を転用し新築）

- 1) 延床面積 876.26㎡
- 2) 定員 12人（男子6人、女子6人）
- 3) 施設内容

1階	幼児用プレイルーム（43㎡）
	ラウンジ（40㎡、学齢児童以上向け）
	食堂（32㎡）
	体育館（87㎡、半面ミニバスケットコート）
	学習室（30㎡）
	中庭テラス（55㎡）
	静養室、心理相談室、面接室
2階	学齢児個室（男女各2室、計4室）
	学齢児居室（男女各1室、計2室）
	幼児居室（4人部屋1室）
その他（事務室、調理室、宿直室2、浴室2、洗濯場、倉庫等）	



一時保護所外観



学習室（普通教室の半分程度）



体育館（半面コート）



ラウンジ（学齢児以上向け）



当直員室



個室（6畳和室）



個室（6畳洋室）



倉庫（サイズ別に整理された衣服）

② 組織体制

	正規	非常勤	パート	計
児童指導員	4			4
保育士	3			3
夜間指導員		8		8
学習講師		1		1
調理員			4	4
計	7	9	4	20

※夜間指導員は電話相談員を兼ねており、警察、心理、保育士OBが24時間体制で虐待通告に対応している。

※学習講師は、退職校長を委嘱している。

③ 一時保護人数等（人、日）

	H22	H23	H24	H25	H26
一時保護所分	212	142	130	174	127
平均保護人数	6.3	5.4	6.7	6.1	4.8
平均保護日数	10.9	13.9	18.7	12.9	13.7
委託分	33	21	29	38	29
平均保護人数	2.8	1.6	2.9	2.8	0.8
平均保護日数	30.5	27.4	36.8	26.7	9.7

注：委託分とは乳児院、児童養護施設、医療機関等

④ 主な事業内容

- ・児童相談所設置3年後に一時保護所を設置した。遅れた理由は財源問題とのこと。
- ・建設にあたっては、西南学院大学の安倍計彦教授にアドバイスをもらい、一時保護所を極力居心地の良い場所にするよう工夫した。
- ・現在の一時保護所の所長（係長級）は事務職とのこと。
- ・県に委託していた頃は一時に3～4名委託していたが、市内に建設する場合の定員はその3倍用意したとのこと（定員12名）。
- ・おおむね2歳児以降の子どもに対応。乳児は乳児院に委託しているとのこと。
- ・職権保護は年間10件程度で、同意できなくても不服審査にならないよう保護者を説得しているとのこと。
- ・宿直については、職員が業務に専念し、事故を回避するため、一時保護所単独で正規職員3名を配置できる体制を組んでいる。
- ・宿直は、正規職員1名、非常勤職員2名の3名体制。
- ・24時間対応で虐待通報電話を受け付けているが、夜中の2時頃の通報が多いとのこと。
- ・県の一時保護所に委託していた時は、委託先の都合が優先され、緊急ケースの対応に苦慮したとのこと。
- ・一時保護所が併設されていると、温度差が伝わってくるし、行動観察等も非常に有効に

実施できるとのこと。

- ・一時保護所の鍵はかけるが、出て行きたい子は止めない。出て行ったら探す伝えてい  
るとのこと。
- ・年に数回定員を超えるが支障なし。在園児1人もいないのは年に数日程度とのこと。
- ・学習室では、午前中45分の2コマ、退職小学校長及び幼稚園園長が、漢検と数検の勉  
強を教えている。

## 6 児童相談所の千代田区移管に関する一考察 ―視察を終えて―

特別区の児童相談所設置を可能とする児童福祉法改正案が今国会に上程されている。特別の制度改革の最大の懸案事項の解決に向けて、大きく道が開かれようとしているこのタイミングで、金沢市の児童相談所及び一時保護所を視察する機会を得た。

視察前は、千代田区の規模で、児童相談所の設置は可能であるが、一時保護所の単独設置は困難と考えていたが、一時保護所なくして児童相談所の機能は十分に発揮することができず、両者は密接不可分の関係にあることを痛感させられた。

また、本区の規模でも、児童相談所と一時保護所の設置は十分に可能であるとの感触を得た。

区が児童相談所設置向けの課題と対応策は以下の通りである。

### 第一に、子どもに関する相談のワンストップ・サービス化である。

金沢市の児童相談所は、教育委員会と福祉保健局の共管である「こども総合相談センター」をベースに児童相談所機能を付加することで設置・運営されており、このことが子どもに関する様々な情報が集約、一元化され、スムーズな児童相談所設置につながっている。

本区においては、児童・家庭支援センターが、子どもと家庭に関わる総合相談を実施しているが、ワンストップ・サービスとは言い難い状況にある。

児童相談所移管に向けて、児童・家庭支援センターの相談チャンネル、職員配置を含む相談体制について、早期に再構築していく必要がある。

### 第二に、一時保護所の設置である。

一時保護所は児童相談行政にとって不可欠であり、生命線である。本区の一時保護の状況は下表のとおりである。

	H24	H25	H26	H27	H28
送致件数	2	2	3	5	2
一時保護件数	5	7	4	8	5

※平成28年度は5月現在の数値である。

総数としては少ないが、近年、明確な増加傾向が見られる状況にある。

加えて、区独自で一時保護者所を設置することで、早めの親子分離や、現在、乳児院等に委託して実施しているレスパイト対応等のためのショートステイ機能を付加させることで、一定程度の稼働率を確保することが可能と考えられる。

なお、ショートステイの利用実績は表のとおりである。

		H24	H25	H26	H27
二葉乳児院	実 数	6	9	6	6
	延 人 数	26	48	21	18
広尾フレンズ	実 数			7	6
	延 人 数			38	66
計	実 数	6	9	13	12
	延 人 数	26	48	59	84

また、金沢市の一時保護所は戸建住宅であったが、本区の区民の8割以上がマンション住まいであることを勘案すると、区有施設の改修等によるマンション型の一時保護所設置も検討に値するものとする。

いずれにせよ、一時保護所の機能、定員、運営体制、設置場所等について、児童相談所設置と同時開設をめざし、詳細な検討に着手していく必要がある。

第三は、人材の確保である。

金沢市では福祉職採用を実施しておらず、児童福祉司も心理士も事務で採用し、事務職場へも異動できるようにしている。これは、専門職採用となると、配属と異動が難しいためである。

本区においても、専門職として採用すると異動が困難となり、極めて厳しい職場環境であるため、将来的な行き詰まりが発生する懸念がある。

ただし、経験職採用等により実質的に専門職で構成することや、児童相談所の区移管は23区共通の課題であるため、特別区全体で取り組むことにより、一定の解決策は見いだせるものとする。

また、すでに、児童・家庭支援センターの所属職員のうち2名を都の中央児童相談所に1年間研修派遣させ、実地の研修を積ませているが、加えて、児童・家庭支援センター所属職員の中から、児童福祉司の有資格者を育成しておく必要がある。

以上